

山辺町告示第 7 8 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所にて縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

山辺町長 安達 春彦

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	林班	森林面積 (ha)	森林所有者数(人)	経営管理権 の存続期間	備 考
1	山辺町 畑谷地区	3 4 林班 イ～ハ小班	11. 97	3 1	8 年 2033. 3. 31	整理番号 集 R6-1 ～集 R6-28

2 縦覧場所

山辺町産業課（山辺町庁舎 1 階）

山辺町ホームページ（リンク先 [_ \(town.yamanobe.yamagata.jp\)](http://town.yamanobe.yamagata.jp) ）

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が山辺町に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。